

中学校の体育施設において、土曜日及び祝日の午前・午後（夜間を除く）の区分で、かつ、使用日の1か月前以前に利用申請を行う場合のみ提出が必要となります。

※使用日の前月の1日から申請する場合は本誓約書の記入の必要はありません。

令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

登録番号

団体名

責任者

### 誓 約 書

令和 年 月 日付で申請した「学校体育施設使用許可申請書」について、下記の通り誓約します。

記

本団体は、中学生が主体で活動する団体です。

#### 【参考】

総合型地域スポーツクラブも含みます。

中学生が主体で活動する団体とは、利用する団体人数のおおむね半数以上が中学生である団体のこと。